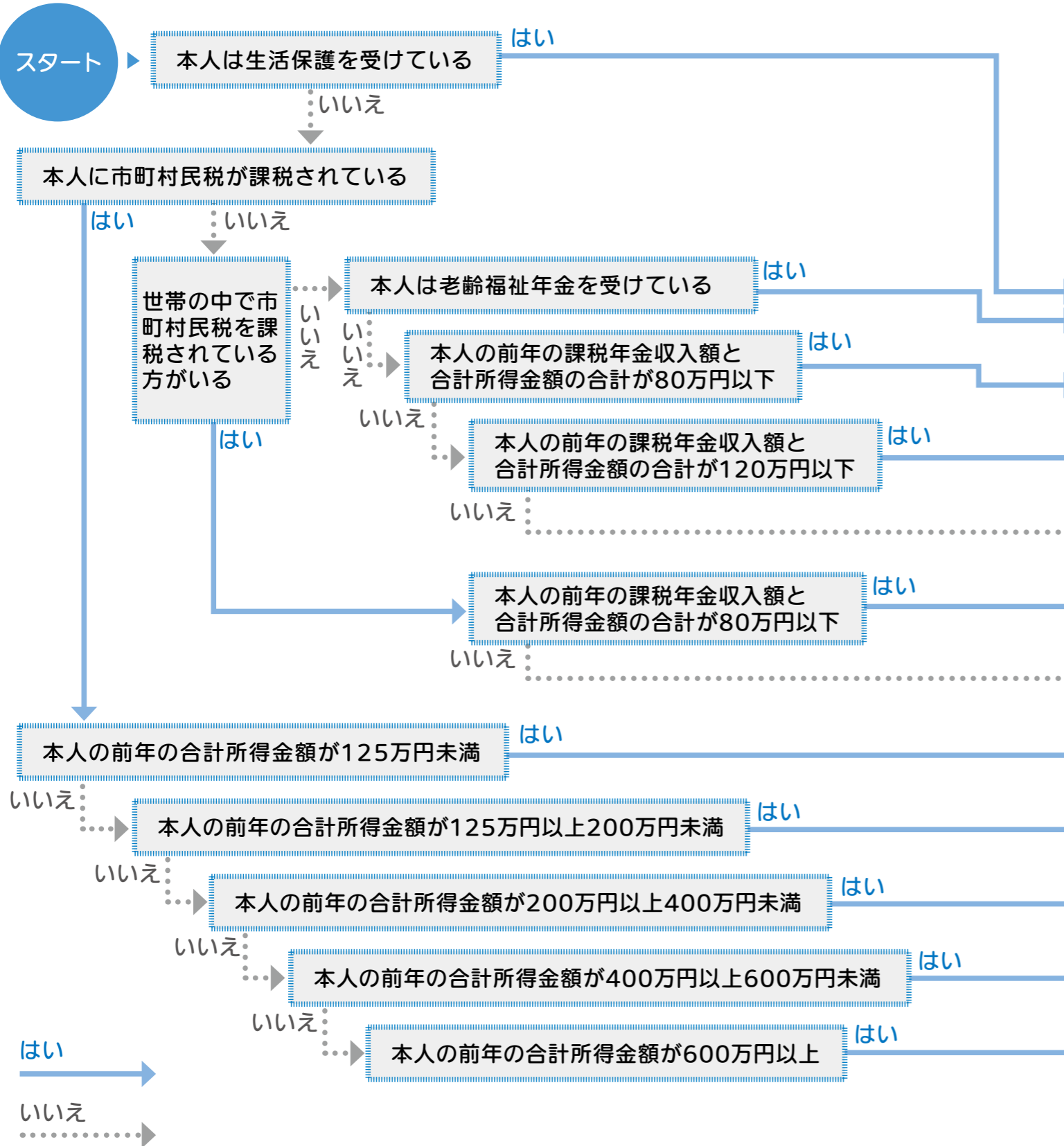
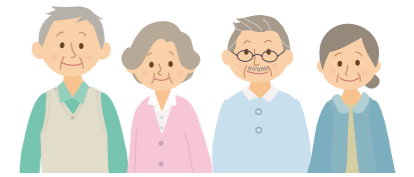


社会全体で介護保険を支えています



65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、播磨町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決め方

$$\frac{\text{播磨町に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 21\%}}{\text{播磨町に住む65歳以上の方の人数}}$$

播磨町の平成24～26年度の保険料の基準額 52,800円(年額)

この「基準額」を中心に、所得に応じた負担になるように、9段階(11区分)の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 × 0.50	26,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50	26,400円
第3段階 [★]	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.65	34,320円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階、第3段階(軽減)に該当しない方	基準額 × 0.75	39,600円
第4段階(軽減)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	44,880円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で、第4段階(軽減)に該当しない方	基準額 × 1.00	52,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.15	60,720円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	66,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.50	79,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	92,400円
第9段階 [★]	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 2.00	105,600円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

★:今回新しく追加した段階です

介護保険料の決め方・納め方 社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の保険料の納め方

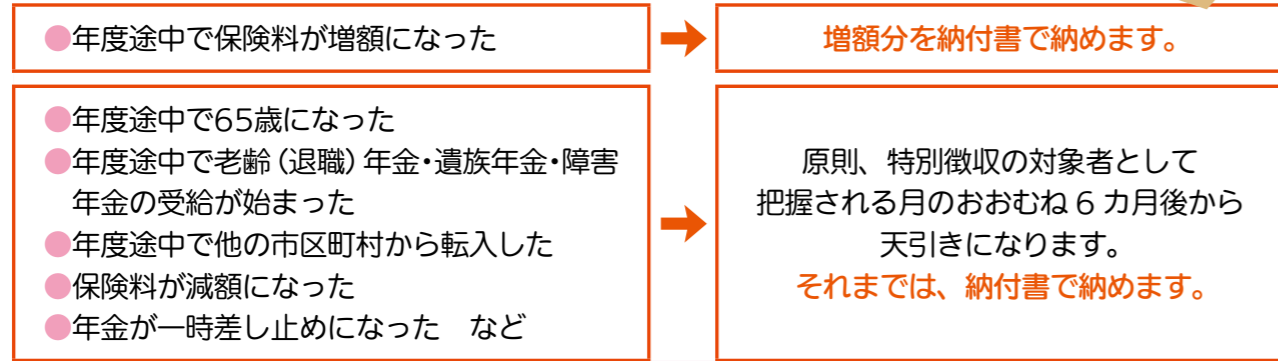
納め方は受給している年金^{*}の額によって2通りに分かります。
^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません

年金が年額18万円以上の方 →年金から「天引き」になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。



！本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。



年金が年額18万円未満の方 →「納付書」で各自納めます（普通徴収）

- 市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、
介護保険料の口座振替が便利です。

- 手続き**
- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
 - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌々月からになります
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります



40～64歳の方の保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】 サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。（9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。）

- サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

【1年6カ月間滞納した場合】 市区町村から払い戻されるはずの給付費（9割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

【2年以上滞納した場合】 介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

困ったときは、介護保険の窓口へ... 災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市区町村の介護保険担当課にご相談ください。

介護保険 Q&A

Q サービスを利用していないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

